

第7回 安中市景観計画策定委員会 議事概要

- ・開催日：令和3年12月27日（月）
- ・出席委員：9名（欠席委員6名）
- ・議事内容：次のとおり

3 議題

- (1) 第6回策定委員会、住民説明会、都市計画審議会、公聴会、パブリックコメント 開催報告

○委員

色彩基準について、安中市の歴史的、文化的継承に基づいた色彩というものをコンセプトとして考えられたほうがよろしいのではないか。

○事務局

現在建っている建物のサンプリング調査を行い、既存建築物における色彩状況を踏まえた基準とした。

○委員

安中市のカラーというのは何なのかと言われたときに、例えば瓦屋根のグレーと土壁色のナチュラルカラーというものを基本とするなど、イメージカラーとなるようなものを条例に定めてはどうかという意味である。

○委員長

色彩基準の考え方は、安中らしい色彩として基準を設けているわけではなく、過度に突出した色彩をまずは除外する目的で設定している。安中市らしい色彩基準に関しては、地域単位で議論して合意形成を図りながらルールを作っていくという意味ある。イメージカラーのような内容は市全域で一度に定めるのが難しいため、景観計画策定後に、おそらく地区単位で議論して決めていくことになると思う。

○委員

「必要に応じて景観計画の見直し」とあるが、どうなれば必要性が生じるのか。

○事務局

今後、色彩をはじめ地区の特性に合ったような個別のルールなどを定めたり、景観重点区域などの指定を行う際に、景観計画のほうを見直すことになると考えている。そういったことを「見直しを行います」と記載している。

○委員

アイデアやコンセプトを煮詰め、強制ではなくて、夢のある、歴史性、継続性のあるまちを作るといふ、非常に楽しいまちづくりというニュアンスで書いていただきたい。

○委員長

「具体的なアクションプランなどを検討したほうがよい」という意見もあるが、どうか。

○事務局

アクションプランは、期限を定める必要があり、今回の冊子に載せるのは難しいかなと思う。今後、景観まちづくりのアクションプランの作成も検討したいと思う。

○委員長

そこは必ずやっていただきたい。短期、中期といったレベルだと思うが、その中で例えば重点地区について市が働きかけをしたほうが良いと思う。重点地区についても地元からの声を待っていたらいつまでたってもできない気がするため、今後の取り組みの展望を作ったほうが良いと思う。

○委員

太陽光発電設備の設置基準と景観形成基準は別のものである点をどこかで書かれほうが良いと思う。

○事務局

景観法施行令に過度な制限によって物が作れなくなるようなものはしてはいけない旨の記載があり、高崎市などでも景観計画と景観条例とは別に独自の条例を作って、許可制としている例がある。本市も同様に景観条例とは別の太陽光条例を持っているため、その条例に基づいて適切な指導ができるようにしたい。今後作成する景観届出のマニュアルには、景観条例と太陽光条例や国のガイドライン等についての説明を入れて詳しくわかりやすいように表現したい。

○委員長

太陽光条例と景観条例はセットで太陽光発電をこれから誘導していくというところがわかるようにしてほしい。

また、太陽光発電の設備に関する方針というようなものを作る必要はないのか。市民の方からいろいろ意見が出ていることから、ある程度のゾーニングや、防災・景観の観点とか、何か必要になってきそうな気がする。

○事務局

そうしたものも検討していきたいと思う。安中市は当初、太陽光発電設備を積極的に推進する立場だったが、時間の経過とともに市内各地で問題が発生しており、方針自体も変わってきている。

○委員長

太陽光発電設備については、市内でも意見が分かれていると認識している。単に条例を作ったとの説明よりは、太陽光発電に対する考え方をまず共有することが重要であるため、今後ぜひ検討してほしい。

○委員

環境計画から見た太陽光発電設備と、農地法から見た太陽光発電設備はバッティン

グをしている。景観側からすると太陽光発電が設置されているところは景観が良いと感じる人が少ないため問題になっているものと思う。景観計画では景観側から見た太陽光発電設備という点に絞って記載しないとバッティングしてくると思う。

○委員長

景観計画としての考え方は今回のプランで示されていると思う。それぞれの立場から見た太陽光発電の考え方をすり合わせる作業は、次の段階で必要なのではないかと思う。そのためにも太陽光発電設備に関する方針は必要と思う。

○委員

高齢化に伴う耕作放棄地となった農地や鳥獣害がある農地が太陽光になってきている。また、生活のために土地を売ったというのが実情である。

また、農地から転用することで固定資産税が30・40倍に上がるため、安中市にとってもメリットになる。地元とすれば、太陽光発電設備の所有者も、準市民という形でうまく連携できれば、地域の活性化にもつながると思う。

地区によっては、準住民という形で区民税を取っているところもある。カーボンニュートラルや地域の活性化、耕作放棄地・鳥獣害等を踏まえると、太陽光発電設備の設置によるメリットの面もあるということを理解してほしい。

○委員長

太陽光発電設備設置にはメリット・デメリットの両面があり、現段階ではバラバラに動いているため、将来的にすり合わせる必要があると思う。

○委員

高崎市の場合はゾーンを指定して開発を許可している。安中市も方針を示し、ゾーニングした方が良いと思う。

○委員長

考え方を事前に明示するということが大事になるので、ぜひ議論してほしい。

○委員

パブリックコメントの結果について、「届出を基本とする緩やかな規制誘導」とあるが、「条例を基本とする届出に緩やかな規制誘導」が適切ではないか。

○事務局

基本的には届出していただいたものに対して誘導していく制度となっているため、このように記載した。

○委員

条例ができて実施していく段階で、安中市の景観計画によって良いまちづくりができていくという過程が少し欠落していると思う。届出を基本とするというのは、市民側としては従わなくて良いと誤解される恐れがあるため、誤解を避けた表現とした方が良い。

○委員長

景観法に基づく景観計画は届出勧告制である。そのため、形態、意匠に関しては変更命令まで可能という説明で十分ではないか。より厳しい強制力のある手段を取る必要がある場合は景観地区や地区計画などを活用していくということだと思う。

強制力の話と、基準を厳しくするのか緩やかにするのかは別問題である。

○事務局

修正する。

○委員

パブリックコメントの意見には、明確に答えるようにしたほうが親切になるのではないかと思う。

1 番について、例えば盛り込めないけれども、要望については審議会の中で検討していきたい。2 番目について、住民参加のプロセスを経て作成させていただきましたと最後のまとめを書いたほうが良いと思う。

○委員長

質問に対しては簡潔に、明確に回答いただいて、その補足として今回書いていただいているようなことがあってもいいと思う。

住民説明会に条例について意見を聞いたのか。

○事務局

令和 3 年 11 月の住民説明会で条例について説明している。

○委員長

質問された方は、条例と計画を意識して書いたわけではないのかもしれない。計画と条例をそれぞれどういうプロセスで策定したか簡潔にまとめたほうが良いと思う。

○委員

資料 6 のパブリックコメントの結果、1 番の市の設置物が景観を壊しているという例で、めがね橋の前の水道用施設が指摘をされている。こうした点に対して解決できるものは解決していくという真摯な姿勢を見せないと、方針に整合性が持てないと思う。

○委員長

行政が設置した既存の建築物・工作物への対応については非常に重要な点である。まず、質問者の方には、どのように考えているのかということ回答したほうが良い。

さらに、景観計画に適合しないものに対して今後どういう対応を取るつもりなのかということは回答したほうが良いと思う。

○事務局

修正する。

○委員長

市が設置したものについて、景観計画と照らし合わせてチェックをするのはどうか。

今後景観計画を周知していくため、市としては計画に基づいて自分たちの持っているものをこのように変えたという点アピールすれば、景観計画の必要性であるとか存在を理解してもらえと思う。

○委員長

資料8の2ページ目、「眺望景観・景観重点区域等について」というところで、1つ目の回答ですが、「周囲に配慮することを方針に位置づけており、それに基づいて設置していただくことになる」とあるが、これはどういうことでしょうか。「眺望権はどのように考えているのか」というものに対する回答になっているのか。

○事務局

この指摘は、営農型発電所により妙義山等についての眺望が阻害されるというような話であった。そういった中で眺望権とか景観権という言葉が出ていた。

○委員長

眺望が損なわれることに対してどう考えているか。

○事務局

営農型発電所は農業機械が入るため一定の高さが必要となる、と回答している。

○委員長

そういう文脈であることがわかるように質問のほうを書いたほうが良いと思う。

○委員長

電線の地中化について「市が実施する予定はない」とあるが、例えば景観重要公共施設に位置づけた場所についてはどうか。

○事務局

西毛広域幹線道路の市役所前区間は県による電線地中化の計画がある。

○委員長

それが分かる書き方をしたほうが良い。

○委員長

重点区域は働きかけをしたほうが良い。例えば電線の地中化ができそうな場所や、空き家対策と連動させたような形で地区のまちづくりを進めたほうが良い。景観だけでなく、他の政策課題みたいなものも踏まえて何か取り組めるような地区設定ができたら良いと思う。

空き家対策について「空き家対策は他部署で実施中」あるが、景観側は関係ないように見えてしまう。連携・分野横断的な考え方で重点区域の設定、指定のほうを進めると良いと思う。

○委員

資料6のめがね橋の写真、松井田鉄橋横の撮影スポットとあるが、名称を修正する

こと。

4 その他

(1) 今後のスケジュールについて

○委員

市民の文化的な活動に関する部署とも協力して景観まちづくりを進めることが、市民が景観条例を大事にして守っていくことにつながると感じた。

○委員

安中市は貴重な岩石や水など世界でも有用な資源を多く有している。また、歴史的・地形的にも珍しく優れたものを有していることから、景観まちづくりに活かしていけると良いと思う。

5 閉会.

以上